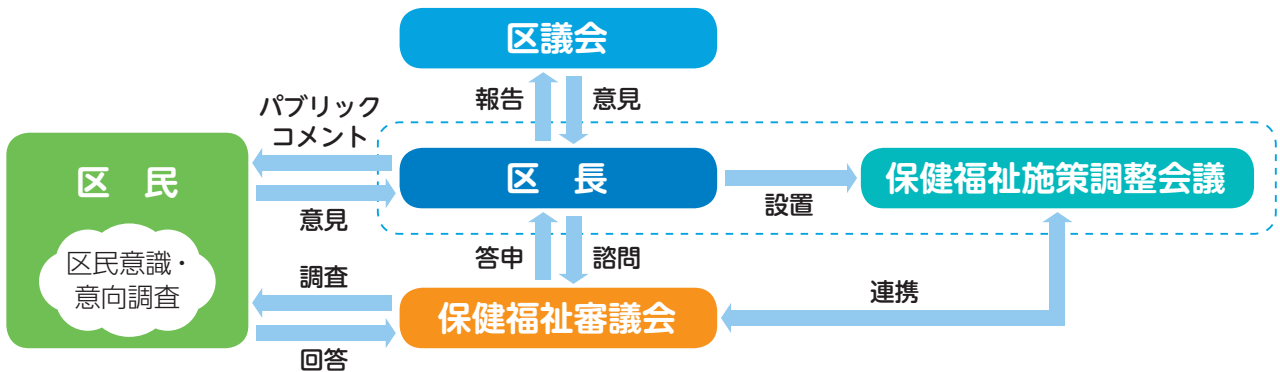




 **資料編**

1. 検討体制

地域保健福祉計画の策定にあたっては、学識経験者、区議会議員、保健医療関係者、社会福祉関係者、区内関係団体構成員、公募区民、区職員などで構成する「保健福祉審議会」および庁内組織として「保健福祉施策調整会議」を設置し、検討を進めてきました。また、区民意識・意向調査やパブリックコメントなどにより区民の皆様から意見等を伺いました。



2. 検討経過

		保健福祉審議会・専門委員会	区民意識・意向調査 パブリックコメント等
平成27 (2015)年度	7月	第1回審議会(諮問)	
	8月	第1回専門委員会	
	9月	第2回審議会(圏域見直しの方向性)	
	11月	第2回専門委員会	
	1月	第3回専門委員会	
	2月	第3回審議会(次期計画の方向性)	
	3月	第4回専門委員会 第4回審議会(次期計画の方向性、今期計画の進捗管理)	
平成28 (2016)年度	8月	第5回専門委員会	区民意識・意向調査の実施 10月12日～10月28日 有効回収数 922件
	9月	第5回審議会(施策の検討①、区民意識・意向調査の検討)	
	11月	第6回専門委員会	
	12月	第6回審議会(施策の検討②、区民意識・意向調査の中間報告)	
	2月	第7回専門委員会	
平成29 (2017)年度	3月	第7回審議会(施策の検討③、区民意識・意向調査の結果報告)	パブリックコメントの実施 12月1日～12月28日 提出意見数 31件
	6月	第8回専門委員会	
	7月	第8回審議会(骨子案の検討)	
	8月	第9回専門委員会	
	9月	第10回専門委員会 第9回審議会(計画素案の検討)	
	10月	第11回専門委員会	
11月	第10回審議会(計画素案の検討)		
2月	第11回審議会(パブリックコメントの結果報告、計画案の答申)		

3. 保健福祉審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

区分	氏名	職名・団体名
学識経験者	田中英樹◎	早稲田大学人間科学学術院教授
	神山裕美○	大正大学人間学部教授
	宮崎牧子	大正大学人間学部長
	星旦二	首都大学東京名誉教授(平成28年3月31日まで)
	山縣然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域教授(平成28年4月1日から)
	中島修	文京学院大学人間学部准教授
区議会議員	河原弘明	(旧)自由民主党豊島区議団(新)都民ファーストの会豊島区議団(平成29年7月23日まで)
	村上宇一	自由民主党豊島区議団(平成29年7月24日から)
	島村高彦	公明党豊島区議団
	渡辺くみ子	日本共産党豊島区議団
	山口菊子	民主ネット豊島区議団
保健医療関係者	高橋清輝	豊島区医師会会長
	寺内庸泰	豊島区歯科医師会会長
	大澤誠	豊島区薬剤師会会長(平成28年6月27日まで)
	遠藤信一郎	豊島区薬剤師会会長(平成28年6月28日から)
社会福祉関係者	高橋計之	豊島区社会福祉事業団理事長
	上野容子	社会福祉法人豊芯会理事長
	横田勇	豊島区民社会福祉協議会常務理事
区内関係団体構成員	田中英治	豊島区町会連合会副会長
	寺田晃弘	豊島区民生委員児童委員協議会会長
	石塚知久	豊島区高齢者クラブ連合会会長(平成29年7月23日まで)
	外山克己	豊島区高齢者クラブ連合会会長(平成29年7月24日から)
	礒崎たか子	豊島区障害者団体連合会会長
	仁平宏	豊島区青少年育成委員会連合会副会長
公募区民	佐伯晴子	公募区民
	溝口元	公募区民
	齊藤紀子	公募区民
区職員	保健福祉部長、池袋保健所長、健康担当部長、子ども家庭部長、政策経営部長	

※学識経験者は専門委員会委員を兼任

4. 豊島区保健福祉審議会条例(抄)

平成21年6月26日条例第39号

第1条 豊島区における保健福祉に関する重要事項について審議するため、区長の附属機関として、豊島区保健福祉審議会(以下、「審議会」という。)を置く。

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、保健福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し、答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員28人以内をもって組織する。

第4条 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

第6条 審議会は、会長が招集する。

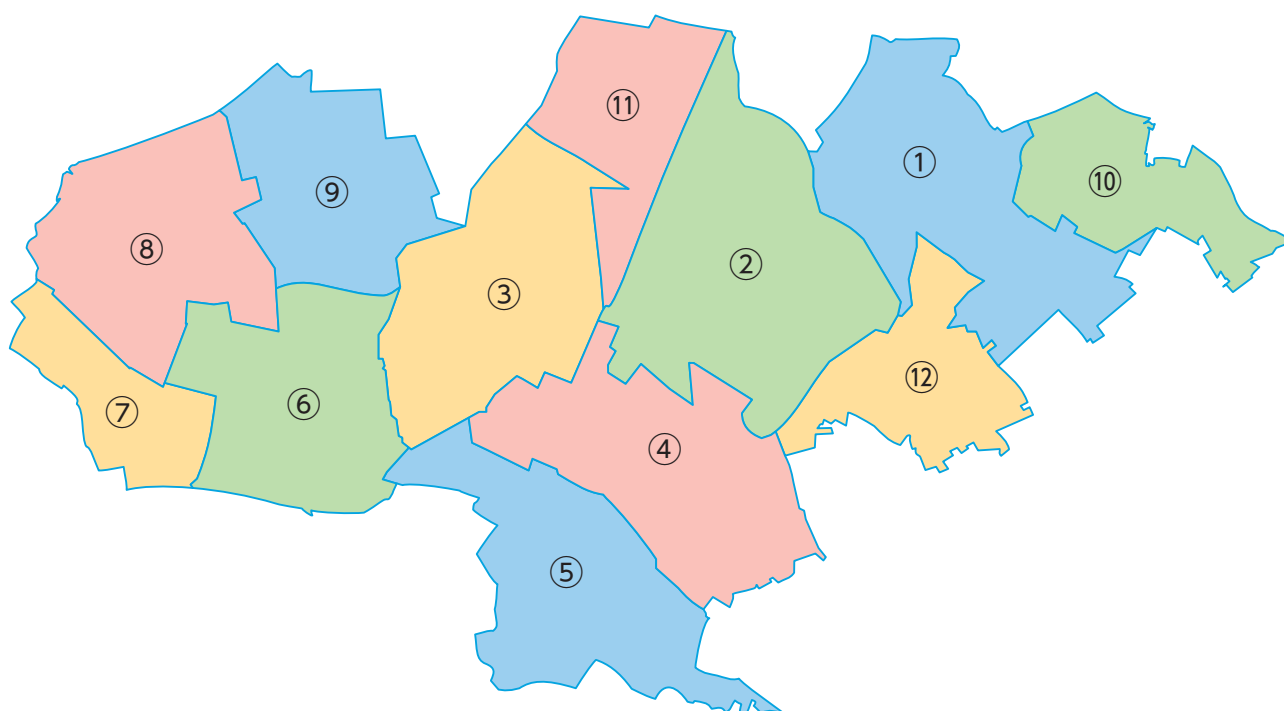
第7条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

5. 12地区(町会・自治会)別資源データ



	総人口	総世帯数	町会数	町会加入 世帯数	町会 加入率	民生委員 児童委員数	青少年 育成委員数
①第一地区	29,731	20,071	17	13,141	65.5%	28	44
②第二地区	36,118	25,553	18	11,749	46.0%	34	46
③第三地区	27,767	18,068	15	8,621	47.7%	27	52
④第四地区	21,943	13,440	13	4,572	34.0%	25	42
⑤第五地区	21,923	12,408	11	6,161	49.7%	19	35
⑥第六地区	25,221	17,469	9	5,910	33.8%	24	28
⑦第七地区	17,028	8,431	5	4,340	51.5%	14	37
⑧第八地区	21,769	12,777	7	7,157	56.0%	19	32
⑨第九地区	19,861	11,644	7	4,874	41.9%	17	41
⑩第十地区	17,542	9,758	6	6,020	61.7%	16	44
⑪第十一地区	20,150	12,265	9	5,887	48.0%	19	71
⑫第十二地区	28,058	12,956	12	7,953	61.4%	19	40
合計	287,111	174,840	129	86,385	49.4%	261	512

※総人口は平成30年1月1日現在、総世帯数は平成29年3月1日現在、町会数・町会加入世帯数・町会加入率は平成29年3月末日現在。

※町会加入世帯数は一部推計を含む。

6. 豊島区の保健福祉関連施設マップ



(平成30年3月現在)

資料編

7. 社会福祉法(抄)

昭和26年3月29日法律第45号(平成29年6月2日改正)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

8. 用語説明

あ 行

■ アウトリーチ

57ページ「コラム No.9」を参照

■ アクセシビリティ

年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスなどに簡単にたどりつけ、利用できること。

■ アクティブシニア

1947(昭和22)年から49(昭和24)年に生まれた「団塊の世代」を中心とする60～70代のうち、自分なりのこだわりや価値観をもち、仕事や趣味に意欲的で元気なシニア世代のこと。

■ 新たな支え合い

平成20年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書としてまとめられた住民と行政の協働による新しい福祉のあり方。

■ エンディングノート

人生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や、家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノート。

■ オーラルフレイル

→フレイルを参照

か 行

■ 共生型サービス

平成30年度の介護保険制度改正により、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするもの。介護の事業所が障害福祉の指定を受けやすくなるとともに、障害福祉の事業所も介護の指定を受けやすくなる。これまで65歳になった障害者は障害福祉施設を出て類似サービスの介護施設へ行く仕組みだったが、制度改正により、65歳以上になった障害者が使い慣れた事業所で引き続きサービスを受けられるようになる。

■ 居住支援協議会

住宅確保要配慮者(低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

■ グリーフケア

身近な人と死別した人が、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援すること。一方的に励ますのではなく、相手に寄り添う姿勢が大切といわれる。

■ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができ、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができ、いわば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

■ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均子ども数に相当する。なお、合計特殊出生率が2.04を下回ると、現在の人口を維持できなくなり、「人口減少社会」になるとされる。

■ 高次脳機能障害

61ページ「用語説明」を参照

■ 公認心理師

保健医療・福祉・教育その他の分野で、心理学に関する専門的知識や技術をもって、支援を要する人への相談・助言・指導その他の援助などを行う、国家資格の専門職。

■ 高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)

地域包括支援センターは、介護保険法にもとづく地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するために区市町村に設置された総合相談窓口のこと。豊島区では、8か所設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の業務のほか各種相談、申請受付など総合

的な支援を行っている。また、区民に親しまれるよう、通称名として「高齢者総合相談センター」を使用している。

■ 子どもの貧困率

貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分(貧困線)に届かない人の割合で、子どもの貧困率は18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合をさす。厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27年は13.9%で、およそ7人に1人が貧困という結果が出ている。

■ コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

コミュニティソーシャルワーク(次項)を担う専門職のこと。具体的な取り組みとして、対象者を限定せずに区民からの総合的な福祉相談に対応する「個別相談支援」や、地域課題の解決に向けて住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等との協力による「地域支援活動」などを行う。

■ コミュニティソーシャルワーク

イギリスで生まれたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・相談支援の進め方のこと。支援を必要とする人々の生活環境に目を向けて援助を行うとともに、地域による支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな資源を開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすもの。

さ 行

■ 災害時要援護者

72ページ「コラム No.15」を参照

■ 社会福祉協議会

3ページ「コラム No.1」を参照

■ 社会福祉士

心身の障害や環境上の理由で日常生活に支障のある人の福祉に関する相談を受け、助言・指導を行う国家資格の専門職。

■ 社会福祉法人

社会福祉法により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。

■ スクールソーシャルワーカー (SSW)

不登校や虐待等の学校では対処しきれない困難案件に対し、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門知識や経験等を活用して解決を図ろうとするもので、これを担う専門職のことをスクールソーシャルワーカーという。

■ 成年後見制度

66ページ「コラム No.13」を参照

■ セルフネグレクト

成人が通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全が脅かされる状態に陥ること。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活することなどにより、家族や周囲から孤立し、孤独死に至る場合がある。

■ ソーシャルインクルージョン

イギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている理念。具体的には、生活困窮者、外国人、障害者など、誰も排除されない、誰も差別されない社会である「ともに生き、支え合う社会づくり」をめざすもの。

た 行

■ ダブルケア

61ページ「用語説明」を参照

■ 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、「住まい」を基本として、医療・介護・介護予防・生活支援等を包括的かつ継続的に受けられるように整備された状態のこと。

■ チームアプローチ

多様な職種がチーム形成し、目標に向かって連携し、協働する技術のこと。医師や看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の国家資格として位置づけられるものばかりでなく、生活保護のケースワーカーや民生委員・児童委員など、さまざまな分野にかかわる職種にも拡がりをみせている。

■ トリアージ

大災害によって多数の負傷者が発生した際に、現場で傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること。また、その役目。重傷者を優先的に処置し、現場の人材・機材を最大限に活用するために行われる。順位は、負傷者の総数、応急処置能力、医療機関の収容能力、搬送能力などを考慮し、状況に応じてそのつど判定される。

は 行

■ 8050問題

61ページ「用語説明」を参照

■ 発達障害

61ページ「用語説明」を参照

■ 避難行動要支援者

72ページ「コラム No.15」を参照

■ 福祉救援センター(福祉避難所)

72ページ「コラム No.16」を参照

■ フレイル

フレイルとは虚弱を意味し、加齢とともに心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下することをいう。オーラルフレイルは、歯の喪失やかむ力の低下により、栄養バランスが偏ったり筋肉量が低下して虚弱になることをさす。フレイルは、健康と要介護状態の間にあるとされ、適切な介入や支援でより健康に近づく。

■ 保護司

62ページ「コラム No.10」を参照

ま 行

■ 民生委員・児童委員

54ページ「コラム No.6」を参照

や 行

■ ユニバーサルスポーツ

障害の有無に関係なく、いっしょに実践できるスポーツ。また、体力、体格などで有利な人だけがゲームの主導権を握り、活躍するのではなく、それらに劣る人も同じように得点獲得や勝敗に

かかわることができるよう考案され構造化されたスポーツのこと。

■ ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境等のデザインのこと。

ら 行

■ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

■ 65歳健康寿命(東京保健所長会方式)

65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものをいう。

65歳健康寿命(歳)=65歳+65歳平均自立期間(年)
(平均自立期間:要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間)

アルファベット

■ ICT

(Information and Communication Technologyの略)

IT(Information Technology)とほぼ同義語。“情報通信技術”と訳される。ITとの違いはC(communiation)を強調していることで、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味したところにある。

■ NPO

(Non-Profit Organizationの略)

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広くさす。株式会社などの営利企業とは異なり、利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして活動する組織や団体。